

国立大学法人旭川医科大学法人文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

国立大学法人旭川医科大学法人文書管理規程の一部を改正する規程

国立大学法人旭川医科大学法人文書管理規程（平成23年旭医大達第163号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(監査責任者)</p> <p>第6条 本学に監査責任者1名を置く。</p> <p>2 監査責任者は、<u>監査室長</u>をもって充てる。</p> <p>3 監査責任者は、法人文書の管理の状況について監査を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第8章 点検・監査及び管理状況の報告等</p> <p>(点検・監査)</p> <p>第20条 文書管理者は、その管理する法人文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、点検を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。</p> <p>2 監査責任者は、法人文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、監査を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。</p> <p>3 総括文書管理者は、前項の点検又は監査の結果等を踏まえ、法人</p>	<p>(略)</p> <p>(監査責任者)</p> <p>第6条 本学に監査責任者1名を置く。</p> <p>2 監査責任者は、<u>監事（業務担当）</u>をもって充てる。</p> <p>3 監査責任者は、法人文書の管理の状況について監査を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第8章 点検・監査及び管理状況の報告等</p> <p>(点検・監査)</p> <p>第20条 文書管理者は、その管理する法人文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、点検を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。</p> <p>2 監査責任者は、法人文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、監査を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。</p> <p>3 総括文書管理者は、前項の点検又は監査の結果等を踏まえ、法人</p>

文書の管理について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この規程は、令和6年12月1日から施行する。

(略)

【改正理由】

法人文書の監査責任者を変更するため、所要の改正を行うものである。

文書の管理について必要な措置を講ずるものとする。

(略)